

○経済産業省告示第九十三号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十年政令第十九号）の施行に伴い、並びに輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 吉野 正芳

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとお	三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとお

りとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～6 「略」

7(1)～(5) 「略」

りとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～6 「略」

7(1)～(5) 「略」

(6) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号。以下「種の保存法施行令」という。）別表第一の表二に掲げる国内希少野生動物種（種の保存法施行令別表第三に掲げる特定第一種国内希少野生動物種を除く。）の個体等（絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号。以下「種の保存法」という。）第六条第二項第四号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品をいう。以下同じ。）であって、二の表の罫に基づき二号承認を受けるべきもの及び8の(4)のロ

(6) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号。以下「種の保存法施行令」という。）別表第一の表二に掲げる国内希少野生動物種（種の保存法施行令別表第三に掲げる特定国内希少野生動物種を除く。）の個体等であって、二の表の罫に基づき二号承認を受けるべきもの及び8の(4)のロに掲げる貨物以外のものを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

に掲げる貨物以外のものを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

(7) (10) 「略」

8 次の(1)から(9)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取るうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(9)までに定める書類を税関に提出しな

(7) (10) 「略」

8 次の(1)から(9)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取るうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(9)までに定める書類を税関に提出しな

ればならない。

(1) (3) 「略」

(4) イ 種の保存法第四条第二項に規定する希少野生動植物種（同条第五項に規定する

特定第一種国内希少野生動植物種を除

く。）の個体等（二の表の罨に基づき

二号承認を受けるべき貨物、二の二の表

の罨に基づき二の二号承認を受けるべ

き貨物、(2)及びロに規定する貨物又は7

の(4)から(6)までに基づき経済産業大臣の

確認を受けるべきものを除く。）について

は、当該個体等の輸出を許可した旨の輸

出国の政府機関の発行する証明書（輸出

ればならない。

(1) (3) 「略」

(4) イ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十

五号）第四条第二項に規定する希少野生

動植物種（同条第五項に規定する特定国

内希少野生動植物種を除く。）の同法第

六条第二項第三号に規定する個体及びそ

の器官並びにこれらの加工品（二の表の

罨に基づき二号承認を受けるべき貨物、

二の二の表の罨に基づき二の二号承認

を受けるべき貨物、(2)及びロに規定する

貨物又は7の(4)から(6)までに基づき経済

国が当該個体等の輸出を許可に係らしめていない場合にあつては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、又は繁殖させた旨の当該輸出国の政府機関の発行する証明書)

ロ [略]

(5) (9) [略]

9 (1) (6) [略]

(7) 二の表の罫の水銀に関する水俣条約第

産業大臣の確認を受けるべきものを除く。
以下「個体等」という。)については、当該個体等の輸出を許可した旨の輸出国の政府機関の発行する証明書(輸出国が当該個体等の輸出を許可に係らしめていない場合にあつては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、又は繁殖させた旨の当該輸出国の政府機関の発行する証明書)

ロ [略]

(5) (9) [略]

9 (1) (6) [略]

(7) 二の表の罫の水銀に関する水俣条約第

三条 1 (a) に規定する水銀の二号承認を要しない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハ

三条 1 (a) に規定する水銀の二号承認を要しない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、インドネシア、

ンガリー、インドネシア、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、モリタニア、モーリシヤス、メキシコ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナマ、ペルー、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、サモア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、ス

イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、モリタニア、モーリシヤス、メキシコ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ノルウェー、パラオ、パナマ、ペルー、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、サモア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリ

ワジランド、スウェーデン、スイス、シリ
ア、タイ、トーゴ、アラブ首長国連邦、英
国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベトナ
ム、ザンビア

ア、タイ、トーゴ、アラブ首長国連邦、ア
メリカ合衆国、ウルグアイ、ベトナム、ザ
ンビア

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、平成三十年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 三の九の(7)の改正規定（「ノルウェー」を「ナイジェリア、ノルウェー」に改める部分に限る。）

平成三十年五月二日

二 三の九の(7)の改正規定（「ベナン」を「ベルギー、ベナン」に改める部分に限る。） 平成三十年五

月二十七日

三 三の九の(7)の改正規定（「エクアドル」を「ドミニカ共和国、エクアドル」に改める部分に限る。）

平成三十年六月十八日

四 三の九の(7)の改正規定（「アメリカ合衆国」を「英国、アメリカ合衆国」に改める部分に限る。）

平成三十年六月二十一日